

訪問介護における通院介助について (H22. 3. 17 函館市福祉部介護高齢福祉課長通知)

1 訪問介護における通院介助について

通院介助については、適切なアセスメントに基づき、必要なサービスとして、ケアプランおよび訪問介護計画に位置づけられた上で、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分について」(平成12年3月17日老計第10号) 1-3-3, サービス行為の一連の流れのとおりサービスが提供された場合に、身体介護として算定できます。

従って、院内での付き添い介助だけをもって、単独行為として算定することはできません。

1-3-3 通院・外出介助

声かけ・説明→目的地(病院等)に行くための準備→バス等の公共交通機関への乗降→気分の確認→受診等の手続き

2 院内での移動等の介助について

院内での移動等の介助については、「基本的には院内のスタッフにより対応されるべきですが、場合により算定対象」となります。

算定対象となる場合とは

通院先の病院において、院内介助の体制が整っておらず、院内介助が必要な理由がケアプラン上に明確に位置づけられていること。

- ① 身体的な状態により、常に見守り、介助が必要な場合。
- ② 重度の認知症などで目が離せなく、常に見守り、介助が必要な場合

3 院内での待ち時間について

単なる待ち時間はサービス提供時間として、介護報酬の算定はできません。

ただし、利用者の身体等の状態により、2で示したような見守り・介助が必要な場合は、算定の対象となります。

なお、診察、検査および処置などの際の待ち時間については、医師および看護師等院内スタッフの責任の範囲となりますので、介護報酬の算定はできません。

4 通院介助におけるサービス提供記録について

通院介助について介護報酬を算定する場合は、サービス提供記録に時間と内容等を明確に記録しておいてください。

《過去の質問回答》

① 予防の通院介助は算定できるか。

〔答〕 予防訪問介護において、通院介助は算定可能です。

※介護予防訪問介護は、介護予防・日常生活支援事業（総合事業）に移行のため削除

② 緊急時の通院介助は算定できるか。

〔答〕 緊急であっても、通院介助を行った場合は、算定可能です。

③ 採血、レントゲン、検査、診察中の待ちの時間について、算定可能か。

〔答〕 採血、レントゲン、検査、診察中については、医師、看護師の責任の範囲であり、医療保険の範疇となることから、介護報酬は算定できません。

④ 受診の際の待ち時間が算定されないとしたら（何もせずじっと待っている場合）、薬取りで同様の場合はいかがか。

〔答〕 単なる待ち時間は算定できないことから、薬取りの時間が、同様に単なる待ち時間であれば算定できません。

⑤ 待ち時間は算定できないとありますが、じっと座ってられない方や身体状態が悪く目離しできない方はどうなるのか。

〔答〕 利用者の身体等の状態により、見守り・介助が必要な場合は算定可能です。

⑥ 夫婦共に介護が必要な状態で、子供や身内が遠方にしかいない利用者の通院介助をした際に、検査後そのまま入院することになった場合、入院が決まった時点まで介護報酬が請求できることとだが、ヘルパーが手続き等を行った時間や入院までの待ち時間については、事業所負担となるのか。ケアプランや保険者の判断によっては、介護報酬は請求できるのか。

〔答〕 通院介助を行い、入院となった時点で、通院介助は終了となります。
病院の手続き等の時間については、自費など利用者との契約も考えられます。

⑦ 診療の際に、病院から下記の介助を行ってほしいと言われるが、いかがか。

- ・採血の際に背中側をささえてほしい。利用者がかたむくためささえてほしい。
- ・血圧測定時の介助、レントゲンやCT検査時に台にのせてほしい。

〔答〕 診察中は病院の責任の範囲において行われるべきものであることから、病院にお願いすべき事項です。

⑧ 進行性難病パーキンソン等、診療時の振戦が強く歯科診療時に身体の保持を介助しなければならぬケースについて算定可能か。（姿勢保持介助、振戦を押えるなど）

〔答〕 診療中は、歯科医院の責任の範囲であることから、姿勢保持介助や振戦を押さえる行為は、歯科医院のスタッフに対応してもらうべき行為となります。

⑨ ヘルパー同行の場合、病院内での検査等にかかわる移動・移乗・着脱を、ヘルパーに依頼する病院が多いが算定できないのか。

〔答〕 院内での移動が院内スタッフにより対応できない場合には、算定可能となりますが、検査室内での着脱や検査台への移乗については、院内スタッフに対応してもらうべき行為となります。

⑩ 診察結果をヘルパーに聞きにきてほしいと言われた場合、その時間を算定することは可能か。

(答) ヘルパーのみ、診察結果を聞きにいった時間については、算定できません。
診察結果については、本人または家族に対応していただくことになります。

⑪ 総合病院では、救急患者が入った時に診察が止まり、30分以上待ち時間が発生してしまう時がある。その際の待ち時間について、算定可能か。

(答) 院内介助が必要である旨、ケアプランに位置付けられているのであれば、待ち時間が長くなった分についても算定可能です。

⑫ 『身体的な状態により、常に見守り介助が必要な場合』とは、どの程度の状態をいうのか。また、ヘルパーによる通院介助は常に見守りや介助が必要とする方が対象となり、一部分のみの介助や見守りでは状態像的には利用できないと判断して良いのか。

(答) 状態については特に定めはありませんので、アセスメントの結果に基づき、判断することになります。

ヘルパーによる通院介助は、自宅→病院→自宅において一連のサービス行為を行った場合に算定可能となるものであり、院内介助のみ行うなど、一部分の介助のみの場合は、算定の対象となりません。

⑬ 診察の際の医師とのやりとりの時間について、算定可能か。

(答) 認知症等で医師との疎通ができない状態にある場合は、診察時間も算定可能です。

⑭ 常に見守りは必要ない認知症だが、

(ア) 生活状況を医師に伝えられない。

(イ) 医師からの助言、診察結果を記憶できない。

(ウ) 結果を他者に伝えられないため、ケアマネジャーが状態を把握できない。

等の場合、通院介助は算定できるか。

(答) 認知症等で医師との疎通ができない状態にある場合は、診察時間も算定可能です。

⑮ 重度の認知症・短期記憶障害・理解力が乏しいコミュニケーション障害等で、診察時や医師とのやりとりを代行せざるを得ない状況がアセスメント上、必要であれば算定可能ととらえて良いか。

(答) ⑭と同様です。

⑯ ある程度歩行可能な方で、一人で通院されていたが、病院から『転倒したら責任が持てないのでヘルパー同伴で』と依頼が来た場合、『介助が必要』と判断してかまわないのか。

(答) 単に責任がもてないという理由によって、院内介助を必要とするものではなく、アセスメントの結果に基づき、院内介助の必要性があるかどうか判断することになります。

⑰ 待ち時間のトイレ介助が必要なため、院内介助が位置付けられているが、排泄介助が生じなかった場合、算定はできないのか。

(答) アセスメントの結果により、待ち時間中のトイレ介助などの必要性がケアプランに位置付けられているのであれば、排泄介助が生じなくても身体介護の算定は可能です。

⑱ 病院スタッフが対応できない場合、待ち時間を自費サービスで算定することはできないと理解しているが、それでよいか。

(答) 身体等の状態により、見守り、介助が必要な場合の待ち時間については、介護報酬の算定は可能です。

なお、待ち時間の見守り、介助が必要のない方に対し、自費サービスを行うことは想定していません。

⑲ 通院時の待ち時間を自費で請求する事業所もあると聞いている。一連のサービス提供時間途中での自費請求をして良いのか。

(答) ⑱と同様。

⑳ 通院等乗降介助を往復利用し、院内介助は自費サービスと組み合わせることは認められるのか。

(答) 通院等乗降介助には、院内介助も含まれることから、自費サービスとすることは認められません。

㉑ 通院介助に関する内容や時間等の記録を保管する必要があるのか。

(答) 通院介助の内容や記録について、所要時間を詳細に記録、保管する必要があります。

㉒ H15.5.8 に通知された通院等の算定方法や身体介護を算定する場合に乗車前、降車後に身体介護を行う旨の図式は現在も適用されるか。適用ならば、実際は通院に関する介護のみで組む例がほとんどで前後の外出に直接関連しない身体介護を行わなければ算定できないと判断すべきだが、例外は認められるのか。

(答) H15.5.8 の通知は、「通院等乗降介助」の通知であることから、通院介助とは異なります。

㉓ 通院等乗降介助について、家族の同乗が認められるのはどのような場合か。

(答) 通院等乗降介助は、一人の利用者に対して、一人の訪問介護員が、「自ら運転する車または降車の介助」、「乗車もしくは降車後の屋内外における移動の介助」および「通院先もしくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものです。

認知症等で家族がいないと不安である、または医師との疎通ができないなど、家族の付き添いが必要であり、家族が乗車または降車の介助等を行えない身体状況にある場合は、同乗しても差し支えありません。

なお、家族が乗車または降車の介助等を行う場合は、タクシーなどの公共交通機関を利用して通院していただくことになります。